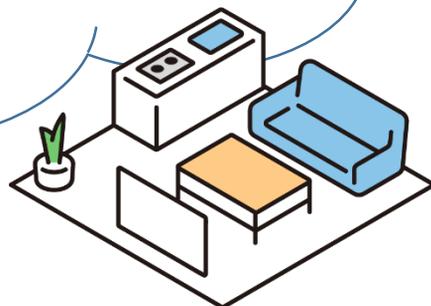




新婚世帯の新生活を 応援します！



令和7年1月1日以降に婚姻届を受理された世帯で

婚姻日の年齢が夫婦ともに

29歳以下

最大**60万円**

婚姻日の年齢が夫婦ともに

39歳以下

最大**30万円**

※上記以外にも夫婦の所得制限などの条件があります
詳しくは市ホームページをご確認ください



久留米市公式ホームページ

申請期間

令和7年6月2日～令和8年2月28日まで

※申請は上記期間内であっても予算額の上限に達し次第受付を終了します

対象経費

住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越し費用が対象です。

問合せ先

久留米市 子ども未来部 子ども政策課（市庁舎15階）

TEL : 0942-30-9227

FAX : 0942-30-9718

Mail : egao@city.kurume.lg.jp